

---

# 鋼船規則検査要領

I 編

極地氷海船等

要  
領

2016 年 第 1 回 一部改正

2016 年 6 月 30 日 達 第 34 号

2016 年 2 月 5 日 技術委員会 審議

2016 年 6 月 30 日 達 第 34 号  
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

## I 編 極地氷海船等

### I5 耐氷船

#### I5.1 一般

##### I5.1.1 適用

-2.を次のように改める。

-2. 耐氷船として登録を受けようとする船舶に搭載する主推進機関にあつては、規則 D 編 ~~2.1.23-1.~~2.1.23-1.(2)に定める参考用図面及び資料のほか、主機出力計算書を提出すること。

#### 附 則

1. この達は、2016 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に承認申込みがあつたディーゼル機関又は排気タービン過給機にあつては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。